

「SAGA 伐木チャンピオンシップ 2025」開催業務委託 企画コンペ実施要領

1 目的

この実施要領は、「SAGA 伐木チャンピオンシップ 2025」開催業務を委託する事業者を選定するために実施する企画コンペについて、必要な事項を定めるものである。

2 公示日

令和 7 年(2025 年)5 月 22 日

3 業務概要

- (1) 業務名
「SAGA 伐木チャンピオンシップ」開催業務委託
- (2) 業務内容
別添業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から 令和 8 年(2026 年)1 月 30 日(金)まで
- (4) 履行場所
佐賀市嘉瀬川河川敷
- (5) 契約上限額
12,200 千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種の業務について、平成30年度以降に完了した実績を1件以上有すること。
- (7) 佐賀県内に本店、支店等を有すること。

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(5)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 構成員のいずれかが、上記＜単独事業者の場合＞の(6)、(7)の条件を満たすこと。
- (3) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

5 契約の相手方の決定方法

(1) 業者の選定

企画コンペ方式を採用し、提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して評価・審査を行い、審査の結果、最も優れた事業者を選定する。

(2) 選定基準

別添の評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(3) 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。

6 実施スケジュール・提出書類等

(1) 募集開始

令和8年(2025年)5月22日(木)から佐賀県ホームページで公示する。

(2) 説明会（オリエンテーション）の開催

ア 日時 令和7年(2025年)5月27日(火) 14時00分～

イ 場所 佐賀県庁新館10階 農林水産部部内会議室(中央南)

ウ その他

- ・ 説明会への出席は、本件企画コンペの参加要件としない。
- ・ オリエンテーションに参加される場合は、下記問い合わせ先まで連絡すること。

- ・ 当日の受付にて、説明会参加者名簿（様式第1号）を提出すること。
- ・ 参加人数は2人までとする。

(3) 参加資格確認申請書の提出

参加希望者は、「4 参加資格に関する事項」で定める参加資格要件に応じ、申請書に
関係書類を添付して提出し、参加資格の確認を受けること。

ア 提出書類

- (ア) 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部
- (イ) 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同事業体の場合のみ
- (ウ) 誓約書（様式第3号） 1部
- (エ) 会社概要（パンフレットで可） 1部
- (オ) 実績書（様式第4号） 1部

イ 提出期限 令和7年(2025年)5月30日(金) 12時まで(必着)

ウ 提出場所 「11 提出先・問合せ先」のとおり

エ 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

オ 参加資格の確認結果

令和7年(2025年)6月6日(金)までに通知する。

(4) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次のとおり提出す
ること。

ア 提出書類 仕様書等に対する質問書（様式第5号）

イ 受付期限 令和7年(2025年)6月4日(水)まで

ウ 提出場所 「11 提出先・問合せ先」のとおり

エ 提出方法 電子メール又はファックス

※ 送信した際には、送信事故を防ぐため、送信確認の電話を行うこと。

オ 回答方法

令和7年(2025年)6月6日(金)までに質問者へ回答するとともに、県ホームページ
に掲載する。

(5) 提案書の提出

本件企画コンペの参加資格を得た者は、次のとおり提案書等を提出する。

ア 提出書類・部数

(ア) 表紙（様式第6号） 正本1部、副本5部

(イ) 提案書、添付資料（任意様式） 正本1部、副本5部

- ・ A4判とすること（図面等でA4判とすることが困難な場合は、A4判のサイズに織り込んで提出すること）。
- ・ 別添の仕様書に掲げる提案事項を全て満たすこととし、記載内容に不備がないように十分留意すること。

(ウ) 見積書（任意様式） 正本1部、副本5部

- ・ 宛名は「佐賀県農林水産部林業課長」とする。
- ・ 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額

を含む金額)とし、上記3の(5)の契約上限額を超えないこと。

イ 提出期限 令和7年(2025年)6月13日(金) 12時まで(必着)

ウ 提出場所 「11 提出先・問合せ先」のとおり

エ 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(6) プレゼンテーション(審査会)の開催

ア 日時 令和7年(2025年)6月23日(月) 14時00分～

イ 場所 佐賀県庁新館 10階 農林水産部部内会議室(南西角)

ウ 実施方法等

- ・ プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、提出された提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。
- ・ 参加者側の出席者は2名以内(うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい)とし、時間は1者当たり20分程度(説明10分、質疑10分程度)を予定している。
- ・ プレゼンテーションにあたっては、県がプロジェクターを準備するため、それを活用する場合は、パソコン、データ等を持参すること。
- ・ プレゼンテーションは1者ごとに行う。
- ・ プレゼンテーションの開始時間や集合場所は、参加者へ別途連絡する。

(7) 結果の通知

令和7年(2025年)6月27日(金)までに、書面によりすべての参加者に対し通知する予定である。

7 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、評価基準の「2 業務経験・能力・体制」が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の評価点を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

8 契約の締結

- (1) 最優秀提案者の提案内容および見積書をもって見積決定をし、契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

9 留意事項

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (3) 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (5) 本件企画コンペの質問は、11 の問合せ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければ

ならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

11 提出先・問合せ先

佐賀県農林水産部林業課企画振興担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話：0952-25-7132

FAX：0952-25-7283

E-mail：ringyou@pref.saga.lg.jp